

火災保険には、地震に対する補償義務は、ほぼありません!

一般的な火災保険には、自然災害や地震被害に対する補償が自動的に含まれているわけではありません。自然災害の場合は、特約の有無、地震保険の場合は、追加オプションとして提供されます。その理由は、火災保険は主に火災による被害に対する補償を目的としており、火災に対するリスクを評価し、そのリスクに基づいて保険料を設定します。火災保険は、銀行の融資条件に加入が明記されているわけですが、地震保険は任意の保健康なので火災保険に上乗せして加入する事になります。古い住宅の場合は、地震保険に加入していない住宅が相当数あります。火災保険の契約期間途中でも加入できますから地震が頻発する昨今、加入の検討をお奨めいたします。地震保険は地震で家が倒壊したり家財の破損の他、津波など焼失なども保険金の支払い対象になります。契約できる保険金

■地震保険で対応できる主は災害 図・1

- 1 地震により家が倒壊
- 2 津波により家が流失・倒壊
- 3 地震により火災し、家が焼失

■保険金が支払われる損害の程度 図・2

	損害の状況			支払われる保険金
	建物(いずれかに該当)	家財	家財の損害額	
全損	建物時価の50%以上	建物の延べ床面積の70%以上	時価の80%以上	契約金額の100%
大半損	40~50%未満	50~70%未満	60~80%未満	60%
小半損	20~40%未満	20~50%未満	30~60%未満	30%
一部損	3~20%未満	床上浸水	10~30%未満	5%

■地震保険と上乗せ特約で備える例 図・3

例) ソニー保健で、東京都の耐火性能のない木造・新築一戸建てを前提に水災などの補償をつけた場合

地震保険の上乗せ特約	年払いの保険料		支払われる保険料(全損、契約額の100%)	
	建物	家財	建物	家財
地震保険の上乗せ特約	4万1012円	250万円	750万円	250万円
+	地震で損害発生			
地震保険	3万7000円	250万円	750万円	250万円
+	火災保険			
火災保険	2万4301円	500万円	1500万円	500万円

(注) 地震保険には建築年割引10%を適用

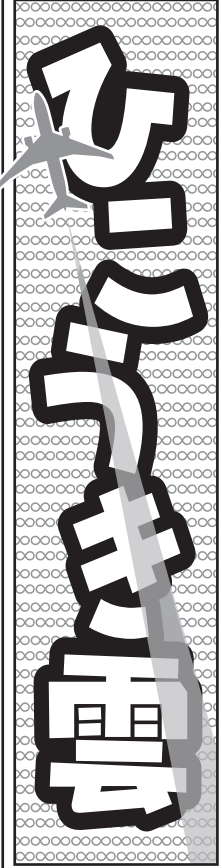
国の予測も当てにならない 地震対策に地震保険は必須。

地震保険は国の地震予測に基づいて、地域ごとに保険料が決まっていますが、熊本地震の時も今回の北陸地震も全くの予想に反して発生しています。南海トラフも根拠が薄弱になり、むしろどこかの地域でも大地震が発生する可能性が出てきており益々、加入が必要になってきています。地震保険にも民間による新しい流れが出てきています。それが図・3の地震保険の「上乗せ

特約」です。災害時に受けられる地震保険では、住宅の再建に、ほど遠いことから最大で、火災保険と同額まで補償が受けられるようにすることが目的でソニー損保では、地震保険の保険金額を火災保険の50%に設定した場合「上乗せ特約」がつけられます。損害の状況が全損や半損になる場合特約分の保険金が支払われます。建物に対する保険金額が火災保険で1500万円なら通常の地震保険では最大750万円。その上で特約750万円を設定すれば全損の場合には1500万円支払われます。図・3のケースでは、火災保険の建物1500万円、家財が500万円と設定します。地震保険を建物と家財ともに上限で契約すると保険料は年払いで約6万円程度です。特約で補償額を火災保険と同額まで増やすと保険料は約4万円増え全体では約10万円になります。ネット損保だけでなく、大手の東京海上日動にも同じような特約商品があります。このような地震保険に上乗せする商品は自宅の再建を強く望む場合や住宅ローンが高額な世帯の選択肢になります。ローンが多く残る自宅が被災した場合、新たな住まいの住居費も必要になる場合、再建負担が重くなるか、再建費が負担も多くなるか、貯蓄で備える方法もありませんが、このような地震保険の「上乗せ特約」も選択肢の一つかと思えます。住宅建築をお考えの方は、是非、松下孝建設にご相談ください。

地震保険にもいえる、転ばぬ先の杖。

経年住宅の場合ほど、地震保険の加入者が少なく、災害後の後処理が困難になる傾向があります。火災保険は地震の時に、保険金が出ません。特約で地震保険をつけておくのが常識です!



発行所 株式会社 松下孝建設
 発行人 松下 拓也
 編集責任 齋藤 恭誠
 ■本社
 〒891-0108 鹿児島市中山1丁目14-29
 TEL 099-267-7594
 ☎ 0120-079-089

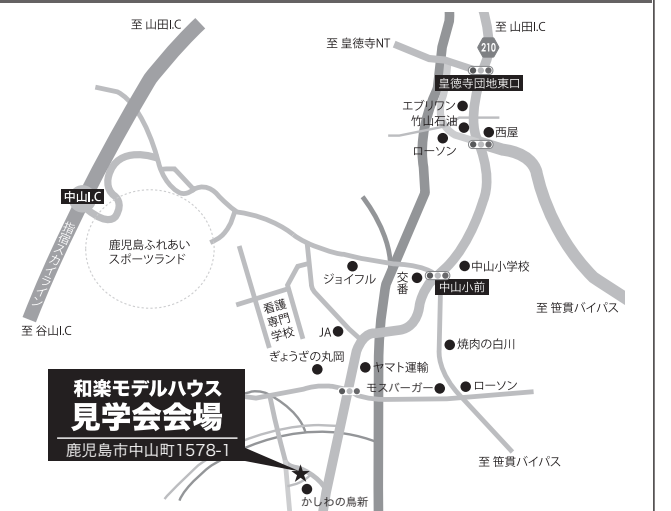


地震保険で家の再建は無理でも当面の生活の支えに。

地震保険は被災後の当面の生活を支える保険で、比較的迅速な支払いが行われるので、現在では火災保険加入者の70%が加入しています。地震保険は、1964年の新潟地震を契機として1966年に制定された「地震保険に関する法律」に基づき、被災者の生活の安定に資することを目的として、国(政府)と損害保険会社が一体となって運営している保険です。国も保険金を負担する仕組みで同一条件では、どこの会社と契約しても保険料は同じです。大規模な地震の発生が予測されている関東や静岡県などの保険料は比較的高く設定され、建物の構造などでも鉄骨やコンクリートの建物は保険料が安く、木造の建物は高くなります。東京都の場合は、木造住宅は保険金額100万円当たり年間保険料は4110円、鉄骨やコンクリートの場合は2750円が基本です。

特約」です。災害時に受けられる地震保険では、住宅の再建に、ほど遠いことから最大で、火災保険と同額まで補償が受けられるようにすることが目的でソニー損保では、地震保険の保険金額を火災保険の50%に設定した場合「上乗せ特約」がつけられます。損害の状況が全損や半損になる場合特約分の保険金が支払われます。建物に対する保険金額が火災保険で1500万円なら通常の地震保険では最大750万円。その上で特約750万円を設定すれば全損の場合には1500万円支払われます。図・3のケースでは、火災保険の建物1500万円、家財が500万円と設定します。地震保険を建物と家財ともに上限で契約すると保険料は年払いで約6万円程度です。特約で補償額を火災保険と同額まで増やすと保険料は約4万円増え全体では約10万円になります。ネット損保だけでなく、大手の東京海上日動にも同じような特約商品があります。このような地震保険に上乗せする商品は自宅の再建を強く望む場合や住宅ローンが高額な世帯の選択肢になります。ローンが多く残る自宅が被災した場合、新たな住まいの住居費も必要になる場合、再建負担が重くなるか、再建費が負担も多くなるか、貯蓄で備える方法もありませんが、このような地震保険の「上乗せ特約」も選択肢の一つかと思えます。住宅建築をお考えの方は、是非、松下孝建設にご相談ください。

鹿児島市 和楽Ⅲ展示場 好評公開中!!



松下孝建設の「循環空調システム」の全てが体感できる画期的な展示場です。松下孝建設が今まで開発してきた技術の集大成とも言える展示場で、いま話題の空気清浄機「エアドッグ」と同等の空気清浄機システムがあらかじめ「給気空調システム」の中に組み込まれているなど、皆様が感じてこられたこれまでの住環境に対する常識が変わる新しい発見があるはずです。住宅は「断熱性能」だけがなくても空調を考えないと脳疾患や心臓病から家族を守ることは出来ません。日本型パッシブシステムを鹿児島の気候風土に適合させた、エアコン1台で全館冷暖房が可能な画期的な省エネルギーシステムをご覧ください。



薩摩川内平屋モデル 好評公開中!!



平屋タイプの省エネルギー「循環空調」システム住宅。

「エアコン1台で「全館冷暖房」を行う省エネルギー住宅、更に「循環空調」システムには、空気清浄器がビルトインされています。いま話題の「空気清浄器」は一室のみの空気清浄器ですが、ビルトイン型空気清浄器は、各居室に清浄空気を供給すると共に、室内空気を快適な温度でしかも綺麗な空気で空調します。松下孝建設の最新式の「循環空調」システムは、平屋建築でも有効に働きます。展示場の周囲は、松下孝建設の分譲地ですから、併せて土地もご覧頂けます。薩摩川内市の「新展示場」にご期待下さい。

☐住宅に関する資料等もフリーダイヤルにてご請求下さい。資料等をお送り致します。 ☎0120-079-089